

## ○横手市空家等の適切な管理に関する条例

平成 28 年 6 月 29 日

条例第 26 号

改正 令和 3 年 12 月 15 日 条例第 33 号

横手市空き家等の適正管理に関する条例(平成 23 年横手市条例第 36 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(情報提供)

第 3 条 市内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者は、特定空家等となるおそれのある空家等を発見したときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(緊急措置)

第 4 条 市長は、空家等の老朽化等による倒壊等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認めるときは、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空家の所在地及び当該措置の内容を当該空家の所有者等に通知(所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告)をしなければならない。

3 市長は、第 1 項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等に請求することができる。

(横手市空家等対策協議会)

第 5 条 空家等対策に係る重要事項に関し調査及び協議を行うため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、横手市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 6 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 横手市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 特定空家等の認定に関すること。
- (3) 特定空家等に対する措置に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、空家等の施策に関し重要な事項に関すること。

## (組織)

第 7 条 協議会は、9 人以内で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、市内に住所を有する満 20 歳以上の者であって次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体から推薦された者

## (任期)

第 8 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第 9 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 10 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

## (守秘義務)

第 11 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (関係機関との連携)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に法第 14 条第 1 項の規定による助言又は指導、同条第 2 項の規定による勧告若しくは同条第 3 項の規定による命令に関する情報を提供し、当該特定空家等を解消するために必要な協力を求めることができる。

## (委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 15 日条例第 33 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(横手市空家等対策協議会設置条例の廃止)

- 2 横手市空家等対策協議会設置条例（平成 2 7 年横手市条例第 2 6 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に廃止前の横手市空家等対策協議会設置条例第 3 条の規定により委嘱されている委員は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、その者が廃止前の横手市空家等対策協議会設置条例の規定により委嘱された日から起算する。

## ○横手市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

平成 28 年 6 月 29 日

規則第 44 号

改正 令和 3 年 1 月 15 日規則第 51 号

横手市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成 24 年横手市規則第 53 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）及び横手市空家等の適切な管理に関する条例（平成 28 年横手市条例第 26 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定空家等の判定）

第 2 条 法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等の判定は、別表第 1 から別表第 6 までに掲げる判断基準により行うものとする。

（立入調査等）

第 3 条 法第 9 条第 3 項に規定する通知は、立入調査実施通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 法第 9 条第 4 項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第 2 号）とする。

（助言又は指導）

第 4 条 法第 14 条第 1 項の規定による助言又は指導は、口頭又は助言・指導書（様式第 3 号）により行うものとする。

（勧告）

第 5 条 法第 14 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書（様式第 4 号）により行うものとする。

（命令）

第 6 条 法第 14 条第 3 項の規定による命令は、命令書（様式第 5 号）により行うものとする。

2 法第 14 条第 4 項の規定による命令に係る事前の通知は、命令に係る事前の通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

3 前項の通知書を交付されて意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人（代理人である資格を書面により証する者に限る。）は、当該通知書の交付を受けた日から 14 日以内に、命令に係る事前の通知書に対する意見書（様式第 7 号）により意見書及び自己に有利な証拠を提出するものとする。ただし、法第 14 条第 5 項の規定により意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを命令に係る事前の通知書に対する意見聴取請求書（様式第 8 号）により請求する場合は、この限りでない。

4 法第 14 条第 7 項の規定による通知は、命令に係る事前の通知書に対する意見聴取通知書（様

式第 9 号) により行うものとする。

5 法第 14 条第 1 項の規定による標識は、様式第 10 号によるものとする。

(代執行)

第 7 条 行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項に規定する戒告は、戒告書（様式第 11 号）により行うものとする。

2 行政代執行法第 3 条第 2 項に規定する通知は、代執行令書（様式第 12 号）により行うものとする。

3 行政代執行法第 4 条に規定する証票は、執行責任者証（様式第 13 号）によるものとする。

(緊急措置)

第 8 条 条例第 4 条第 2 項の規定による通知は、緊急措置実施通知書（様式第 14 号）により行うものとする。

2 市長は、条例第 4 条第 3 項の規定により緊急措置に要した費用を当該空家の所有者等に請求するときは、当該措置を講じた日から 30 日以内に通知するものとする。

3 前項の請求に係る納期限は、納入通知書の発行の日から 30 日以内とする。

4 市長は、条例第 4 条第 1 項に規定する緊急措置を講じた空家等の所有者等が次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、その事由が解決されるまでの間、緊急措置に要した費用の請求を猶予し、又は停止することができる。

(1) 当該空家等の所有者等を確知することができない場合

(2) 当該空家等について紛争中であること等の理由により、所有者等の特定が困難な場合

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、特別の事由があると市長が認めた場合

(会議の公開)

第 9 条 条例第 5 条の横手市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とする。

(1) 協議事項に横手市情報公開条例（平成 17 年横手市条例第 23 号）第 6 条各号に規定する情報が含まれている場合

(2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められた場合

(協議会の議事録)

第 10 条 協議会の会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を職員に作成させるものとする。

(1) 協議会の開催日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事の概要

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会の経過に関する事項

(庶務)

第 1 1 条 協議会の庶務は、市民福祉部生活環境課において処理する。

(その他)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 1 2 月 1 5 日規則第 5 1 号)

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

○横手市**特定空家等**対策事業実施要綱

平成 24 年 7 月 27 日

告示第 173 号

改正 平成 27 年 2 月 24 日告示第 21 号

平成 28 年 3 月 10 日告示第 19 号

平成 30 年 3 月 16 日告示第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民と地域の安全・安心の確保と生活環境の向上を図るため、市が実施する**特定空家等**対策事業（以下「対策事業」という。）に関し、横手市補助金等の適正化に関する規則（平成 17 年横手市規則第 57 号）及び横手市財産規則（平成 17 年横手市規則第 59 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **特定空家等** 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する**特定空家等**として市長が認めたもの
- (2) **所有者等** **特定空家等**の所有者又は管理について権限を有する者
- (3) **特定空家等**解体補助事業 法第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定による助言若しくは指導又は勧告を受け、**特定空家等**を解体撤去しようとする**所有者等**に対し、**特定空家等**解体補助事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、**所有者等**の経済的負担の軽減を図る事業
- (4) **特定空家等**跡地活用事業 法第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定による助言若しくは指導又は勧告を受けた**特定空家等**のうち、市が**所有者等**から当該建物及び当該建物の存する土地の寄附を受けたものについて、市が当該建物を除却し、跡地の利活用を図る事業

(対策事業の種類)

第 3 条 対策事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) **特定空家等**解体補助事業（以下「解体事業」という。）
- (2) **特定空家等**跡地活用事業（以下「活用事業」という。）

(対象となる**特定空家等**)

第 4 条 解体事業の対象となる**特定空家等**（以下「補助対象**空家等**」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する**特定空家等**であること。
- (2) 法第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定による助言若しくは指導又は勧告を受けていること。

2 活用事業の対象となる**特定空家等**（以下「除却対象**空家等**」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 市内に存する**特定空家等**であること。
- (2) 法第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定による助言若しくは指導又は勧告を受けていること。
- (3) **別表**左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる条件を満たしていること。

3 前 2 項の規定にかかわらず、**所有者等**が対策事業の対象とすることを目的に故意に**除却対象空家等**を破損させた形跡があると認めたときは、対策事業の対象としない。

(対象者)

第 5 条 対策事業の対象者は、**特定空家等**の**所有者等**又は当該**所有者等**の委任を受けた代理人であって、原則として次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該**特定空家等**に係る固定資産税に未納がないこと（納期未到達分を除く。）。
- (2) 当該**所有者等**（申請又は委任する者に限る。）が市税を滞納していないこと。
- (3) 当該**特定空家等**が共有である場合は、対策事業の実施について他の共有者全員の同意があること。

（解体事業対象工事）

第6条 解体事業の対象となる工事は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社・本店を置く法人又は市内に住所を置く個人に請け負わせる工事であること。
- (2) 県知事による解体工事業者登録を受けた者又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業、建築工事業若しくは解体工事の許可を受けた者が行う工事であること。
- (3) 特定空家等の全てを解体及び処分する工事であること。
- (4) 公共事業による移転、建替えその他の補償等の対象となる工事でないこと。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、**特定空家等**の解体及び処分に要する費用（家財道具、機械・車両等の移転又は処分費用等を除く。）に10分の3を乗じて得た額以内とし、300,000円を上限とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第8条 解体事業を利用しようとする**特定空家等**の**所有者等**（以下「補助申請者」という。）は、**特定空家等**解体補助事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) **補助対象空家等**の解体工事費用見積書
- (3) 代理人が申請する場合は、**所有者等**の委任状
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び主管課長等が作成した補助金等交付申請に対する調書により補助事業の目的及び内容が適正であるか等を調査し、補助金の交付を決定したときは、当該決定の内容及びこれに付した条件を**特定空家等**解体補助事業補助金交付決定通知書により補助申請者に通知しなければならない。

- 2 補助申請者は、原則として前項の規定による通知を受けた後でなければ**補助対象空家等**の解体を実施することができない。

（補助事業の実績報告）

第10条 補助申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は補助金の交付決定があった年度の3月20日のいずれか早い日までに、**特定空家等**解体補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に報告し、その検査を受けなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 請求書又は領収書の写し
- (3) 工事写真（施工前及び施工後）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、**特定空家等**解体補助事業補助金確定通知書により補助申請者に通知するものとする。

- 2 補助申請者は、前項の規定による通知があったときは、速やかに請求書を市長に提出するものとする。

（跡地の管理）



第 1 2 条 補助申請者は、補助対象空家等を解体撤去した跡地について、当該跡地を管理する者を指定し、跡地管理人指定届により市長に届け出るとともに、雑草の繁茂、廃棄物の投棄等が生じないように当該跡地を適切に管理しなければならない。

(寄附の申出)

第 1 3 条 活用事業を利用しようとする特定空家等の所有者等(以下「除却申請者」という。)は、特定空家等跡地活用事業寄附申出書に次に掲げる書類を添えて市長に申し出なければならない。

- (1) 登記簿謄本及び公図の写し
- (2) 代理人が申し出る場合は、所有者等の委任状
- (3) 除却対象空家等が共有である場合は、共有者全員の同意書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(活用事業の決定)

第 1 4 条 市長は、前条の規定による申出があったときは、空家等対策委員会において次の事項を協議し、除却するものを決定する。

- (1) 除却する特定空家等の選定に関する事。
- (2) 特定空家等除却後の土地の活用及び維持管理に関する事。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、活用事業の実施に関し必要な事項

2 市長は、前項の規定により特定空家等の除却を決定したときは、寄附等受諾通知書により除却申請者に通知しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により特定空家等を除却しないと決定したときは、その理由を付して選定外通知書により除却申請者に通知しなければならない。

(土地の活用及び維持管理)

第 1 5 条 市長は、寄附を受けた特定空家等を除却したときは、当該除却後の土地利用について、地域住民の居住環境の向上を図るため、地域住民と協力して必要な活用及び維持管理を行うものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 2 4 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 2 7 年 2 月 2 4 日告示第 2 1 号)

この告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年 3 月 1 0 日告示第 1 9 号)

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 0 年 3 月 1 6 日告示第 1 7 号)

この告示は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	条件
建物	<ol style="list-style-type: none"><li>1 木造建築物であること。</li><li>2 市に寄附できること（借地上に存する建物にあつては、借地権設定者が借地権者に貸している土地を市に寄附できること。）。</li><li>3 建物に物権又は賃借権が設定されていないこと。</li></ol>
土地	<ol style="list-style-type: none"><li>1 市に寄附できること。</li><li>2 土地に物権又は賃借権が設定されていないこと。</li><li>3 寄附後の維持管理に支障をきたすおそれがないこと。</li><li>4 寄附後に災害防止等の措置が必要でないこと。</li><li>5 市が利活用できると判断した土地であること。</li></ol>